

青森県報

第三千六百六十八号

平成二十五年
三月二十一日
(木曜日)

目次

告 示

社会福祉士及び介護福祉士法による研修機関の登録..... (障害福祉課) ... 一
 飼料の試験の結果の概要..... (畜産課) ... 一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出..... (商工政策課) ... 三
 大規模小売店舗の廃止の届出..... (同) ... 五
 地籍調査の結果の認証..... (農村整備課) ... 六
 建設業者の許可の取消し..... (西北地域
 建設局) ... 六
 右..... (同) ... 六
 右..... (同) ... 七
 右..... (同) ... 七
 右..... (同) ... 七
 右..... (同) ... 七
 右..... (同) ... 八

告

示

青森県告示第二百二十四号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第四条第二項の規定により、次のとおり喀痰吸引等研修を行う者の登録をしたので、同法附則第十七条第一号の規定により公示する。

平成二十五年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	011000 一	年 月 日	平成 二四・七・三〇	氏名又は 名称	青森県教 育委員会	住 所	青森市新町 二丁目三の 一	名 称	青森県教 育委員会	所 在 地	青森市新町 二丁目三の 一	業務開始 年月日	平成 二四・七・三
------	-------------	-------	---------------	------------	--------------	-----	---------------------	-----	--------------	-------	---------------------	-------------	--------------

青森県告示第二百二十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十五年一月十日、同年二月十三日及び同月十四日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十五年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %	

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラピア
八戸市江陽二丁目一四の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
八戸ショッピングセンター開発株式会社
八戸市江陽二丁目一四
代表取締役 橋本昭一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社長崎屋 東京都目黒区青葉台二丁目一九の一〇 代表取締役 成沢潤治	変更なし	
八戸ショッピングセンター開発株式会社 八戸市江陽二丁目一四の一 代表取締役 橋本昭一	変更なし	
株式会社やまと 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七の三 代表取締役 田村裕一	変更なし	

安田嘉高 八戸市江陽二丁目一五の一八	変更なし	
ノダプランツテクニカ株式会社 八戸市大字鮫町字福沢久保一四 代表取締役 野田昭夫	平成 二五・八三	
株式会社フラワーショップ花誠 八戸市大字朝日町四三の一 代表取締役 山田豊吉	二四・二・二五	
株式会社パレモ 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 小田保則	二四・二・二〇	
Asmeエスチール株式会社 東京都新宿区住吉町八の二二 代表取締役 丸山雅史	三・二・一八	
株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文	変更無し	
株式会社キヤビン 東京都港区赤坂九丁目七の一三 代表取締役 中島徹郎	三・二・二三	
株式会社三愛 東京都渋谷区代々木四丁目三三の一〇 代表取締役 和田敬三	二四・四・一	
有限会社キリハラ 八戸市旭ヶ丘三丁目一の六八 代表取締役 桐原トシ	三三・二・一	
株式会社マエハラ 八戸市大字番町三〇 代表取締役 前原俊彦	変更無し	
株式会社モリタ 八戸市八太郎五丁目二〇の二七 代表取締役 盛田明	変更無し	

株式会社マツクハウス 東京都杉並区梅里一丁目七の七新 代表取締役 舟橋浩司	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 NTT幕張ビル二階 代表取締役 中山章	西塚丈人 八戸市多賀台三丁目一の七	有限会社ぱっちん 八戸市下長八丁目二の五 代表取締役 松橋孝一	株式会社フレックスコーポレーション 青森市第二問屋町一丁目五の六 代表取締役 加川澄子	株式会社ラッキー恒産 秋田県秋田市泉中央一丁目二の五 代表取締役 渡邊恒幸	株式会社八戸墓苑 八戸市下長二丁目一七の一九 代表取締役 佐々木博一	株式会社ダルマ薬局 宮城県仙台市青葉区木町一七の一 代表取締役 和田永浩	株式会社パステル 福島県郡山市島一丁目二八の五 代表取締役 鈴木和彦	株式会社パセリー 上北郡おいらせ町神明前一四三の 一四九 代表取締役 小泉輝美
変更無し	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 NTT幕張ビル七階 代表取締役 羽牟秀幸	権代かおり 〇八戸市大字鮫町字古馬屋三三の二 〇七	変更無し	変更無し	日本海恒産株式会社 秋田県秋田市泉中央一丁目二の五 代表取締役 渡邊恒幸	変更無し	株式会社ダルマ薬局 宮城県仙台市青葉区木町一七の一 代表取締役 岡野恵一	株式会社パステル 福島県郡山市喜久田町字前北原五 三の二六 代表取締役 鈴木直人	変更無し
	二四・一〇・一	二四・四・三〇	二四・二・一	二四・二・一	二四・五・一	二四・五・一	二四・五・一四	二四・二・一 (住所) (代表者 の氏名)	

株式会社インテレクション 秋田県大館市字桂城一三 代表取締役 森川卓哉	三三・二・二
有限会社ストローハット 宮城県仙台市若林区新寺一丁目七 の三五 代表取締役 東正直	二四・三・三

四 届出年月日

平成二十五年二月十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十五年三月二十一日から同年七月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年七月二十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による大規

模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

なりかん菖蒲川ショッピングセンター
北津軽郡鶴田町大字菖蒲川字前田二三八

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社なりかん

北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松一〇九の七

代表取締役 成田英基

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃 止 前	廃 止 後
一、四四七平方メートル	四八九平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成二十五年三月五日

五 届出年月日

平成二十五年三月一日

地籍調査の成果の認証

弘前市が行つた次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十五年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名

弘前市		鳴瀬の一部
悪戸	青柳村元	
下湯口	青柳	

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社江良組

二 代表者の氏名 江良 昭次

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造兼館立田一〇一

四 許可番号 青森県知事許可（特 二四）第七一七三号

五 取消年月日 平成二十五年二月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年二月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社東北重量機工

二 代表者の氏名 相馬 勝

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字太刀打字常盤一二四

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第四〇〇〇八三号

五 取消年月日 平成二十五年二月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 成田工業

二 氏名 成田 則比古

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字錦町一の八〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇)第一六六五二号

五 取消年月日 平成二十五年三月六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年三月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 梅沢工業

二 氏名 今 忠一

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字中泉字松枝三三〇の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一三五一五号

五 取消年月日 平成二十五年三月六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、左官、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年三月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 梅沢工業

二 氏名 今 忠一

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字中泉字松枝三三〇の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一三五一五号

五 取消年月日 平成二十五年三月六日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年三月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年三月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社竹内組
- 二 代表者の氏名 竹内 忠義
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字芦野字福泊二三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一一八五九号
- 五 取消年月日 平成二十五年三月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
左官、鉄筋、板金、ガラス、防水、熱絶縁、建具工業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十五年三月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭